

会 議 録

名 称	令和3年度 目黒区廃棄物減量等推進審議会（第3回）
日 時	令和4年1月31日（月）午後1時～午後2時20分
会 場	オンラインによる開催
出席委員 （敬称略）	安井、平尾、鈴木、そうだ、関、金井、松嶋、原、森銅、小林、長友、大月、 坂本、市毛、斎藤、日比野、大西、杉本
区側職員	橋本環境清掃部長、神清掃リサイクル課長、金元環境保全課長、大迫清掃事務所長
傍 聴 者	0名
配布資料	資料1 目黒区一般廃棄物処理基本計画の改定について 資料2 目黒区災害廃棄物処理計画案について 資料3 目黒区環境基本計画及び目黒区地球温暖化対策地域推進計画の改定の基本的方向について
会議次第	1 開 会 20人中、出席者は18人であり、半数以上の出席があるため定足数を満たしており、会は成立する。 2 議題 以下、発言者名・名称は下記のとおり表記する。 環境清掃部長・・・・・・・・・・部 長 清掃リサイクル課長・・・・・・リ課長 清掃事務所長・・・・・・・・・・事務所長 環境保全課長・・・・・・・・・・環課長 <報告事項> （1）目黒区一般廃棄物処理基本計画の改定について リ課長 （資料1により説明） 委員 計画改定の方針に記載されている新たな計画に掲げる施策についてはSDGsとの関連付けを行うとあるが、SDGsのどのような目標に関連付けるのか。 会長 SDGsは、きわめて一般的な汎用の指標が書かれているものである。SDGsと廃棄物処理の関係とは必ずしも1対1という対応関係にない。社会的な課題と計画の整合性をとるにあたって、SDGsとの関連付けができるかどうかのチェックは行った方がいい。ただ、日本のSDGsは元々の国連の原文とかけ離れたものとなっているように思う。原文（英文）では易しく書かれているのだが、日本政府が訳したものは格調高い文体となり難解なものとなっている。どこかの機会でSDGsの解説を行いたい。 委員 企業のIRレポートやニュースでもSDGsは盛んに叫ばれているが、廃棄物処理とは距離が遠いように感じており、計画に関連付けることができるのか疑問である。たとえば、目黒清掃工場が再稼働するにあたって燃焼エネルギーを電力にしたり、廃プラスチックから新しい素材や燃料を作ったりすることなども考えられるが、そういったことに結び付けるのか。 会長 次回以降、事務局と相談してSDGsや5Ps*について、廃棄物処理にSDGsを適用したときにどのような考えになるのか議論できる機会を作れるとよい。 * People（人）・Planet（地球）・Prosperity（繁栄）・Peace（平和）・Partnership（協力） 委員 プラスチック資源循環促進法について、製品プラスチック回収は取組として一歩進む印象があるが、製品プラスチック再生利用について区はどのように対応できるのか。製品プラスチックの再生利用は無理という考え方もある。プラスチックについては再生利用よりも削減の方が重要と考える。

リ課長	委員ご指摘のとおり、製品プラスチック回収については、困難な課題も多く残されている。実施するかどうかは、これからの検討になる。来年度に実施する組成分析調査でどれだけの製品プラスチックが含まれているかを把握し、仮にその製品プラスチックを分別収集、再生利用する場合に、どれだけの費用がかかり、環境負荷の軽減ができるのかといったことを精査したうえで対応していかなければならない。区では容器包装プラスチックの回収を行っているが、容器包装プラスチックの回収量が製品プラスチックと比べて圧倒的に多い。これに加えて、製品プラスチックを回収するのか、回収する場合はどのように回収し、再生利用していくのか一つ一つ丁寧に検討していく必要がある。
会長	区が回答したように、容器包装プラスチックは構造が簡単だが、製品プラスチックの回収は非常に難しい。
委員	資料にある「基本計画」とは、本日の情報提供にある環境基本計画と同じものか。
リ課長	この資料に記載している「基本計画」とは、環境基本計画とは異なるものであり、目黒区全体の基本計画である。
委員	令和4年4～5月頃に予定している計量・組成分析調査は、どこで誰が、どれくらいの期間実施するのか。
リ課長	この調査は区が実施するものだが、実際にサンプル採取をしてごみ袋の中身を調べるのは専門の事業者へ委託する。実施時期は、前回実施と同じ時期で考えている。
委員	調査期間は1か月間程度かかるのか。
リ課長	事業者は現在選定中であり、事業者が決まったら具体的な調査地域や期間、サンプル数を詰めていく。
委員	調査の詳細は、まだ検討段階ということか。
リ課長	委員ご認識のとおり。
委員	調査はこれまでも定期的に行っていたのか。定期的に行っていた場合、今回の調査が規模や内容が特別なものなのかを確認したい。
リ課長	普段から小調査を実施しているということではない。先ほど申し上げた前回の調査というのは、平成28年の計画改定の前段として実施した調査のことである。今回の調査は前回と同規模程度を想定しており、特別な内容になるということではない。
(2) 目黒区災害廃棄物処理計画案について	
事務所長	(資料2により説明)
環課長	前回の審議会で「有害物の処理について、区内で有害物を多く取り扱っている事業者等の所在を区で把握しているか。」という質疑があり、「有害化学物質については、東京都の環境確保条例に基づき工場の認可指導を行っており、その中で適正に管理されていることを確認している。」とお答えした。更に「有害化学物質の流出についてはどうか。」との質疑があり、「有害化学物質が流出した場合の対応については、改めて確認の上、回答する。」とした。そこで、本日は、工場・指定作業場における有害化学物質の適正管理に向けた環境保全課の対応についてご説明する。 化学物質の管理については、法令に基づき工場・指定作業場で適切に管理することとされている。環境保全課では、工場から発生する公害を防止するため「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」いわゆる「環境確保条例」に基づき、「工場認可制度」を運用しており、その中で、対象となる事業所に対し、化学物質の取扱量、排出量、廃棄物発生量の報告を求めている。 このような通常の管理に加え、有害化学物質の流出が懸念される災害が発生した場合については、その状況に応じて国や都から対応の指導が入る。例えば、東日本大震災の発災を受け、震災時の対応について、平成26年1月に東京都環境局のマニュアルが作成されたため、対象となる事業所への周知及び指導を行っている。

	区では、このように通常時または災害時の有害化学物質の流出防止について、関係機関等とも連携し対応していきたいと考えている。 委員 別紙3の44ページ、表中の店舗名が異なっている。また、店舗名ではなく交差点の名称などを記載したほうがいい。 事務所長 ご指摘を踏まえ、表の修正を行う。 委員 別紙3の17ページにある応急集積場所は、47ページの臨時集積所と同じものか。 事務所長 応急集積場所と臨時集積所は異なる。臨時集積所は住民が自ら片付けごみ等を持ち込む場所であり、応急集積場所は区民が持ち込む場所ではなく、倒壊した建物等を重機で処理したがれき類の仮置き場のことであり、言葉の使い分けをしている。 委員 臨時集積所は区民が利用するということで重要な場所と思われる。臨時集積所を17ページに記載していないのは、仮置き場とは別の扱いという考えか。 事務所長 仮置き場とは別の扱いとしているのでこのページには載せていない。臨時集積所については、地域防災計画の中で場所を指定しているので参照してほしい。 委員 災害時には区民に対して、臨時集積所へある程度分別して出してほしいという広報を行うのか。 事務所長 委員ご認識のとおり、被害状況に応じて利用できる臨時集積所を指定し、分別して出してほしい旨の周知を行う。 委員 医療系廃棄物は別ルートでの処分となるが、その他の対応として記載があっても良いと思う。 事務所長 医療系廃棄物については、災害時も分別の徹底をお願いするとともに、集積所に混入されていることが判明した場合は専門の処理業者へ依頼することを考えている。医療系廃棄物の対応に関する記載については、廃棄物を処理する側の手順書に属するものとなるため、この計画には載せていない。医療系廃棄物については、十分注意した上で対応していきたい。 <情報提供> (3) 目黒区環境基本計画及び目黒区地球温暖化対策地域推進計画の改定の基本的方向について 環課長 (資料3により説明) 委員 計画期間について、10年間とあり概ね5年で見直しとあるが昔と比べて社会情勢は目まぐるしく変わってきている。5年というスパンが適正かどうかという議論があったか。フレキシブルに改定の検討ができるようにした方がいい。 環課長 委員ご指摘のとおり、社会情勢は大きく変わってきている。2015年のCOP21(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)では2030年26%2050年80%だった温室効果ガスの削減目標が、昨年のCOP26(国連気候変動枠組条約第26回締約国会議)では2030年46%、2050年カーボンニュートラル(100%)となるなど、国の削減目標も短いスパンで変更されてきた経緯もある。また、気候変動や様々な状況により、見直しを迫られることは十分に考えられるので、5年と言わず柔軟に考えていきたい。 委員 計画改定や見直しの判断は行政が主体となるのか、それとも第三者機関や審議会か。 環課長 区の計画なので行政である。施策の検討に当たっては環境審議会のご意見も伺いながら、行政も常にアンテナを張り、区民ニーズを踏まえて進めていきたいと考えている。 3 閉 会 以 上
--	--